

外航船へのP I 保険加入義務付けについて

我が国沿岸に放置される座礁船の問題等に対処する為に、2004年4月に「油濁損害賠償保障法」が改正され、外航船へP I 保険加入が義務付けられています。

これにより、**2005年3月1日以降は、**

- ・ P I 保険等に未加入の外航船は入出港が禁止されています。
- ・ 船内に証明書等を備え置くことが必要です。
- ・ 入港時に地方運輸局等への事前通報が義務付けられています。



国土交通省海事局

I. 保険の義務付け

外航船舶は 2005 年 3 月 1 日より、船主責任保険（P I 保険）への加入が義務付けられています。無保険の船舶は入出港が禁止されています。

【対象船舶】

総トン数 100 トン以上の以下に示す船舶（油タンカーを除く）

- ◎日本籍船：国際航海に従事する船舶（バージを含む）
- ◎外国籍船：我が国の港に入出港する船舶（バージを含む）

※タンカーについては、既に条約に基づく保険義務付けが実施済み

【保険の内容】

① 対象損害：以下のいずれもてん補するもの

- ◎燃料油による油濁損害
- ◎船体の撤去に係る費用

② 最低保険金額：以下を合計した金額以上

- ◎人損を含む場合の船主責任制限額（燃料油による油濁損害関係）
- ◎物損のみの場合の船主責任制限額（船体の撤去に係る費用関係）

※船主責任制限額：船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 第七条に示す責任の限度額

最低保障金額の計算例

2006年7月31日まで				
総トン数		100トン	1,000トン	10,000トン
最低保障金額		667,000SDR	1,084,000SDR	7,421,000SDR
内 訳	油濁損害関係部分	500,000SDR	833,500SDR	5,667,500SDR
	船体撤去関係部分	167,000SDR	250,500SDR	1,753,500SDR
2006年8月1日以降				
総トン数		100トン	1,000トン	10,000トン
最低保障金額		4,000,000SDR	4,000,000SDR	16,800,000SDR
内 訳	油濁損害関係部分	3,000,000SDR	3,000,000SDR	12,600,000SDR
	船体撤去関係部分	1,000,000SDR	1,000,000SDR	4,200,000SDR

(参考) 2005年11月15日のレート：1SDR=1.42001米ドル

※ SDR：Special Drawing Rights(特別引出権)の略。世界の主要通貨レートから一定の計算式で算出される。最新のSDRは、国際通貨基金(IMF)のウェブサイト(www.imf.org/external/np/tre/sdr/db/rms_five.cfm)で確認できる。

II. 証明書等の備え置き

対象船舶が我が国の港に入港する際は、**保障契約証明書を船内に備え置くことが必要**です。この保障契約証明書は申請に基づき国土交通大臣から交付されるもので、各地方運輸局等にて、**申請を受付けて**います。(油タンカーについては、これまでの取り扱いと変わりません)

有効な保障契約証明書をお持ちの場合は、**有効期間満了3ヶ月前から前回と同様に申請**できます。電子申請はできません。

指定保険者と保険契約している場合、同証明書の代わりに保険契約を証する書面 (Certificate of Entry 等) の写し (Certified Copy であることが必要) を備え置くことで足ります (証明書の免除)。

なお、保障契約証明書の具体的な申請方法や、証明書の免除に関する詳細は、お問い合わせください。(裏面参照)

III. 入港通報の義務付け

対象船舶及び油タンカー (2,000 トンを超えるばら積み油を積む場合に限る) が、日本の港に入港又は特定海域に入域する際は、その港を管轄する**地方運輸局等**に**あらかじめ通報することが必要**です。

通報事項は、船名や船籍、保険に関する情報などですが、詳細については、お問い合わせください。(裏面参照)

(注) 特定海域とは、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海をいいます。(下表参照)

特 定 海 域	通 報 先
東 京 湾	関東運輸局
伊 勢 湾	中部運輸局
紀伊水道より瀬戸内海へ入域	近畿運輸局
豊後水道より瀬戸内海へ入域	九州運輸局
関門海峡より瀬戸内海へ入域	九州運輸局

IV. 立ち入り検査など

保険に加入しているかどうかチェックするために、**担当官が対象船舶に立ち入り**、証明書等の提示を求める場合があります。

また、以下のような場合は、保障契約締結又は備置きの命令や**航行停止の命令**が発

せられることとなるほか、刑事罰の適用対象となります。

- ◎有効な保険等に参加せずに、国際航海に従事させたり（日本籍船の場合）又は我が国の港に入出港させたり（外国籍船の場合）した場合
- ◎保障契約証明書を船内に備え置かずに国際航海に従事させたり（日本籍船の場合）又は我が国の港に入出港させたり（外国籍船の場合）した場合
- ◎入港通報を怠ったり、虚偽の通報を行なった場合
- ◎その他法律で規定すること

V. その他

燃料油油濁損害に関する責任については、被害者の保護の観点から、以下のように明確化されています。

- ◎**無過失責任**を導入
燃料油による油濁損害については、**故意・過失の有無に関わらず**発生した損害について、賠償責任を負うこととなります
- ◎船舶所有者及び船舶賃借人が**連帯責任**を負う
燃料油による油濁損害については、船舶の運航に責任持つ者である船舶所有者及び船舶賃借人が**連帯して、被害者に対する賠償責任を負う**こととなります

■ お問い合わせ先 ■

	電話	ファクス
■ 国土交通本省		
国土交通省海事局総務課海事保安・事故保障対策室	電子メール: maritime@mlit.go.jp	
■ 地方運輸局等		
北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	0134-27-7181	0134-23-4221
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	022-791-7516	022-299-8884
関東運輸局海上安全環境部監理課	045-211-7222	045-662-6192
北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課	025-244-6113	025-248-7271
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	052-952-8021	052-952-8083
近畿運輸局海上安全環境部監理課	06-6949-6423	06-6949-6528
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課	078-321-7054	078-321-0966
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	082-228-8794	082-228-3468
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	087-825-1189	087-821-5732
九州運輸局海上安全環境部監理課	092-472-3173	092-472-3305
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	098-866-1838	098-860-2280

